## 公 募

下記のとおり

○ 自動販売機設置のため建物を借用の意向のある者を公募します。

記

1 件名 農薬検査部自動販売機設置

2 貸付面積及び設置場所 1㎡(設置面積1台1㎡以下) 農薬検査部高度情報管理施設1階 情報閲覧コーナー ※設置面積が1㎡以下であっても、貸付面積は1㎡とする。

- 3 販売品の種類等 別添一覧のとおり
- 4 参加資格
  - (1) 自動販売機設置に係る資力、信用、技能等を有していること。
  - (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与している者ではないこと。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- 5 必要とする資格又は要件

自動販売機の販売及び保守の技術を有している者

- 6 応募期限及び応募先(問合せ先)
  - (1)応募 方法: 申請書及び関係書類の提出
  - (2) 応 募 期 限: 令和7年1月20日(月)17時 必着
  - (3) 応募先(問合せ先): 東京都小平市鈴木町2-772

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

総務部 小平総務分室

(代) 050-3797-1877 FAX 042-383-6955

## 7 その他

以下の条件を公募の条件とし申請を受け付けます。

- a 指定した設置エリア内に設置(図面の提出)
- b 自販機1台当たりの設置面積は、1 m²以内(機械詳細図書の提出)とし、 gの専用ダストボックスを含む
- c 設置面積にかかわらず、自販機1台当たり1mgの貸付料の支払(見積書の提出)
- d 指定した種類の飲料品の販売 (販売する飲料品の価格一覧の提出)
- e 市中価格以下での飲料品の販売
- f 官公庁への自動販売機の納入実績又は登録実績(納入実績又は入札、公募等に参加した実績に関する書類の提出)
- g 専用ダストボックスを設置し、缶・瓶・ペットボトルを回収すること
- h 個別電気メーターを設置し、毎月電気料分担額を支払うこと
- i 省エネルギー・省資源対策を踏まえた環境への配慮

上記条件に合致し、貸付料が予定額以上の者に貸付けの承認をします。 なお、予定額以上が複数ある場合には、貸付料単価が最も高い者に対して貸 付けの承認をすることとします。

令和6年12月20日

不動産等管理責任者 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 農薬検査部長 入江 真理

## 指定する種類の飲料品

No.	飲料種類	容量	容器	備考
1	ミネラルウォーター	500ml相当	ペットボトル、缶	
2	茶飲料	500ml相当	ペットボトル、缶	緑茶、麦茶、ウーロン茶
3	紅茶飲料	280~500ml相当	ペットボトル、缶	
4	スポーツ飲料	500ml相当	ペットボトル、缶	
5	炭酸飲料	500ml相当	ペットボトル、缶	
6	乳性飲料	280ml相当	ペットボトル、缶	
7	果実飲料	280ml相当	ペットボトル、缶	
8	コーヒー	180~500ml相当	ペットボトル、缶	
9	エナジードリンク	180~500ml相当	ペットボトル、缶、瓶	
10	スープ	190g相当	缶	(冬期)